

平成 25 年度第 3 回茨木市立保育所の民営化
に伴う移管先法人選考委員会（下穂積保育所）

議事要旨

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 13 日（木）午後 6 時 25 分～ 8 時 40 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 会議室
- 3 出席者（順不同）
 - (1) 選考委員会委員
清水委員、嶋田委員、小田委員、新野委員、吉村委員、松岡委員、
山本委員、赤土委員、楚和委員
 - (2) 事務局
佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、小西保育幼稚園課参事、松野保
育幼稚園課長代理、佐々木保育幼稚園課管理係長、中村保育幼稚園課指導主
事、村田保育幼稚園課指導主事、中山保育幼稚園課職員
- 4 案 件
 - (1) 応募法人の資金計画及び経理状況等について
 - (2) 応募法人の選考について
 - (3) その他
- 5 発言要旨

委員長： 下穂積保育所の民営化移管先法人の選考委員会、第 3 回を開催させて
いただきます。

本日はお忙しい中、また、お暑い中、ご出席を賜りまして、誠にあり
がとうございます。

早速ですが、本日の審議に入りたいと思います。本日は、会議次第の
「2 案件」にある通り、3つの議題がございます。

まず、最初に「(1)応募法人の資金計画及び経理状況等について」は、
A 委員にご専門の立場から、詳細な分析をしていただいております。

そのご報告の前に、応募法人の資金計画及び経理状況等の分析にあた
って必要となるデータについて、事務局を通じて、応募法人に確認をい

ただいております。

その確認の内容について、事務局から概要を報告していただきたいと
思います。その後で、A委員からのご報告をお願いいたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

事務局： 配布資料の確認。

次に、A委員から、分析に必要なデータ等の確認について、事務局に
お問い合わせをいただき、事務局から応募法人に照会をして、その回答
を得ております。

分析に必要なデータ等の確認について、概要を報告。

委員長： ただ今、事務局から、概要の報告がありました。

それでは、早速、A委員からのご報告をお願いいたします。

A委員： では、説明させていただきます。

少し、基本的な社会福祉法人の会計について、具体的な数値に入らせ
ていただく前に、書類のある部分を引用しながら、考え方を合わせてい
きたいと思います。

まず、社会福祉法人とは、文字どおり、事業運営の大きな目的は、福
祉の実践・実現を目指して運営される法人でございます。

一般の事業会社とは違った、社会福祉への貢献という部分を担って、
その目的を達成するべく認可を受けた法人です。

各社会福祉法人は、基本的な指針である定款第3条に、各法人が宣誓
をされている条文がございます。

「社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的
かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、そ
の提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を
図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。」ということを宣誓
されています。

これを大きく分けますと、まず、サービスの質の向上、運営を賄って
いく財源は、保護者あるいは行政、ひいては市民の期待に応えるべく、
利用者の処遇に最大限の資源を配分することを謳っている条項でござ
います。

そして、経営基盤の強化。これは、やはり短期的な運営では困ります
し、地域の福祉の拠点として、長期的な安定運営を目指す、そういう視
点からの経営も必要な事項だと思います。

また、特に、今般、公立保育所の民営化の選考委員会ございまして、
やはり、茨木市民の共有財産の移譲を、どこの法人に委託するかという
大きなテーマでございますので、移譲を受けた運営母体の法人は、特に

長期的・安定的に運営をしていただける経営母体であるか、あるいは経営姿勢など、大変、大事な視点であると思っております。

それから、3点目でございますが、透明性の確保。これは、先ほどサービスの質の向上のところでも若干触れましたが、保育事業であったり老人介護施設であったり、社会福祉法人の経営する内容は、少しずつ違います。いずれも大きくは、収入財源は地域福祉の推進を期待された財源であります。

したがいまして、このような視点を踏まえ、ご説明させていただきたいと思っております。

独立行政法人福祉医療機構が、編集された標準指標に基づいて説明。

委員長： ありがとうございます。

前年度の会計処理などがお忙しい中、膨大な時間と労力をおかけいただき、詳細かつ明確にご説明いただきました。重ねて、A委員にはお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、各委員から、ただ今のA委員からの報告について、ご意見を賜りたいと存じますが、いかがでしょうか。

各委員： 意見交換

委員長： 本日、ご説明いただいたのは、選考項目5番目の経営基盤の評価の前提となるものでございます。

他の選考項目である保育内容や質についても、現在、応募資料を読み進めていただいているかと思えます。

最終的には、現地ヒアリングが終わってから評価をしていただきますが、経営基盤の評価について、かなり専門的な分野でもございますので、A委員ご自身のご判断をお聞きする必要があるかどうか、お諮りしたいと思えますが、いかがでしょうか。

D委員： それは、会計の部分だけに限ってということですか。

委員長： そうです。今日の資料を読み解く限りにおいて、会計の観点からのみ考えて、A B Cに優劣を付けるとすれば、どういう結果になるかということ。

もちろん、それは、参考までのコメントということになって、各委員が独自に、会計の項目についても、ご判断いただく部分ではあるのですが、いかがでしょうか。

B委員： この5つの選考項目の一つをA委員は、こうだったということも聞いてもいいかなと、流されますかね。

D委員： 今、ご説明いただいたことで、ある程度、判断ができると思うのですが、けれど。

- F委員： 基本は、その他の項目を総合的に、保育の内容であるとか、体制であるとか、そういう判断があって、どちらかというところ、そちらの方が、あくまでも、会計の話は、会計の話であって、いくら会計が大丈夫であっても、保育内容が、これではダメだという場合は、話にならない訳ですから、あえて聞かなくてもいいかなと、私は、思います。
- 委員長： 聞いても、聞かなくても、各委員独自の判断で、ご判断していただくこととなります。もちろん、これは、5項目ある大きな選考項目のうち会計に関する部分だけです。あとの選考項目、保育の内容なども踏まえて、2番目の議題で、今日は、選考していただきます。その点は変わりません。
- E委員： 判定表もありますので、一つの目安になるかなと思います。
- 委員長： それでは、A委員ご自身のご判断を聞かせていただく必要はないというところで、よろしいでしょうか。
- 各委員： 異議なし。
- 委員長： それでは、各委員から、経営基盤以外の選考の項目についても、何か、書類を読まれて、気になる点とか、疑問に思われる点などございましたら、他の委員がどのように考えておられるか、意見交換していただく時間にしたいと思いますけれども、何か、ご質問は、ございませんでしょうか。
- C委員： 応募書類を読ましていただいた中で、今回、民営化されるというところで、より子どもを大切に育てるところとか、市立保育所の機能と役割を踏まえた連携というところで、スムーズに引き継ぐというところが大事な一つだと思うのですが、その中で、障害児保育の記載がないものや、人権保育とか、一人ひとりを大切にというところで、子どもの育ちを大事にしていこうという観点で見たときに、きめ細かく丁寧にしていく部分でも、書類上、抜け落ちている、また、読み取れない部分のある法人があると思います。
- 委員長： 資料で欠けていたところの補足として、今、C委員からご指摘のあった点で、改めて提出されたものがありますか。
- 事務局： 障害児保育のところなどについて、一覧をお渡しさせていただきましたが、茨木市の要綱に基づき、実施するという回答を得ています。
- C委員： 応募書類の中で、ブランクがある部分の考え方については、実施していただけるということが分かったので、いいのですが、やはり、人権保育ですとか、市立保育所の機能と役割というのは、要保護児童とか、虐待とか、色んな形で子どもたちを踏まえて、しっかりと支援していくというのが、ある中で、どうしても保育との絡みで、きめ細やかさと

どうか、大事にしてほしいところが、この文書から読み取れなかった部分があるかなと感じました。

F委員： 確かに、提出書類で完全に記載がされていないものというのは、考えられないところがあります。それで、後から言われて、追加で回答をするというのも、ちょっと、おかしいなという感じはしました。

委員長： 引き続き、何か、ご意見・ご質問は、ございますでしょうか。

C委員： 例えば、職員の配置予定を見たときに、子どもに良い保育をしようと思ったら、職員もしっかりと安定した雇用の中で、子どもと向き合うというのが、大事なところだと思うので、先ほど、人件費の経営面のところで、職員の数が多ければ、人件費は上がるのですが、単純にそれだけでは、判断ができないと感じました。

また、入所児童数に応じた保育の工夫、衛生面など、そういうところも大事かなという視点で見させていただきました。

障害児保育の受け入れがなくて、今年から、受入れられている法人もございますけれど、これから、どういうふうに変わっていくのかなと期待もしながら見させていただきました。

また、施設長予定者で、公立保育所で経験した良いところを引き継いで、それを保育内容に転換していくというふうになるのかなと、そういうところは、これからの期待というか、変わっていくところもあるのかなと見させていただきました。

また、保育計画などの資料も揃えていただいていますし、移管予定の保育所では、少しでも、子ども達がスムーズに移行していけるようにということで、それに則ってやっていくという方針が出されている法人もあると思いました。以上です。

委員長： チェックシート上の経営基盤の解説に始まりまして、ただ今は、その他の法人の基本姿勢や保育の内容、保育の質の向上、職員などの項目について、応募資料を読んでいただいて、疑問がある点など、ご意見をいただいています。これらの点について、各委員から、さらにご意見等、何か、ございませんでしょうか。

B委員： 各法人について、お話をさせていただきます。

まず、C委員が話されたことと、ほぼ同じだったので、ビックリしました。先ほどの書類の内容の件に関して、今回、応募してくださった3法人に、時間がない中で、よくこれだけ、書いてくださったというところと、書類の中身に抜けがあるということで、印象というのが、悪くなる、悪くなると言ったらあれですけど、ちゃんと見てくれるかなとか、心配になるのは同じでした。

公立保育所が私立の園になっていくということに関して、一番、悲しいところは、理念というか、自分の思想を否定されるみたいなどころというのが、やっぱり、一番、悲しくて、どこの社会福祉法人でも、それは、それなりの保育をされているのですけれども、私たちは、公立保育所がすごく好きだったのになというところが、変わるといのがつらいので、ちょっと、話がずれましたけれども、法人の資質みたいなどころが、すごく、気になるのです。

法人として、応募資料は、とても素晴らしく、書いてくださっているのですが、法人の資質というところで、記載されている内容が本当かなという疑いが常にあるというのを感じています。

この資料の中で見ると、自分のところの保育は、こんなことをしている、移管先では、こんなことをしますよというところは、丁寧に述べられていると思います。ですけど、やっぱり、先ほども、おっしゃいましたけれども、茨木市の積み上げてきた保育みたいなどころを最大限、活かして、次に、引き継いでいけるというのは、元公立の先生が園長をされる予定というのは、保護者としては、非常に、心強いことだと、本当に、これ以上に心強いことはないと感じています。

過去の事例というのを半年位前、民営化が発表されたときから、ずっと会議録を読んでいるのですけれども、8か所、民営化された中で、どういった点が問題で、どういった点がうまくいった事例なのだろうと見ていると、やっぱり、うまくいったところは理由があって、元々の法人がやっていることと、茨木市の公立保育所の保育内容とか、考え方が似ているというところは、大体、うまくマッチングして行って、うまくいっていると思うのです。

やっぱり、保育内容というのが、明らかに違うとなると、一緒になったときに、一緒に進んで行くというのが、非常に困難なのです。

三者協議会でフォローをするというのは、市の方も言ってくれてますし、ただ、その三者協議会で、「これとこれ、どうしましょう、いいですか、やりますか、これも、これも、どうしますか」となってくると、あまりにも相違点があると、保護者というのは、一人じゃないし、それを三者協議会に押し付けられるというか、となると、私たちは、非常に困るのです。

私は、下穂積保育所の受け取り先と、自分ところの差というは、どれ位あって、それを徐々にスライドさせていくというのだったら、それは市が判断してくださいと、私がお願いをしたことがあるのです。

例えば、制服があるとか、英語を習わせるであるとか、スイミングが

あるとかっていうところ、何をよしとして、何をあかんとするというのをどう話したらいいのですかって、この下穂積保育所の実施要領を単体で作ってくださいってお願いしたら、それは、市のみで決定していくのではなく、三者で協議をして決めていきたいと、お断りされたのですが、それが、三者協議会に押し付けられると、私たちは、寝る間もないということになるし、やっぱり、保護者会もギスギスしてくるのです。

あまりにも違うところは、私たち、一緒にはなれないなって、感じているので、やっぱり、保育内容に関して、あまりにも違う活動をしているところは、違うというふうに思っていて、その法人自体の信頼性というの、私たちは、大事に思っているところを、長くなりましたが、お伝えします。以上です。

委員長： ありがとうございます。

本日は、あくまでも、応募された3つの法人のうち、本審査でもう一度、内容を確認すべき法人を選んでいただく、逆にいうと、本審査をご遠慮いただく法人を選んでいただくという趣旨でございます。

そういう判断をするにあたって、5つある選考項目、全てにわたって、疑問の点、確認したい点など、ご意見をいただいているところですが、他の委員からは、何か、ございませんでしょうか。

E委員： 今回は、予備審査ということで、本審査に進まない1法人を選ぶ審査になって、その中で、基本は、書類上の審査ですね。

その書類をどう読み解いていくかということが、ポイントになると思うのですが、今、法人の資質という話が出まして、書類を見ますと、ほぼ完璧に近い形で書かれている法人もあると思います。

その辺をどう判断していくかということになると思います。

確かに、行政としても、スムーズに移行したいと、スムーズに移行するには、保護者の不安を解消することだと思います。

もう一つは、移管条件がクリアされているか、その中に、保育の内容という部分が主眼としてあると思うのです。それを審査するのは、書類ということになってくると思うのですが、応募書類自体を疑いにかかる、なかなか難しいのではないかと思います。

その辺は、今の時点で、どこが、選に漏れるか分かりませんが、もし、その法人が本審査に進むことになれば、次に、ヒアリングがある訳です。そこで、判断すべきではないかと思うのです。

今、書類を見ても、明らかに、しんどいところ、書類そのものの信憑性もあって、書類審査上、ダメだと、中身を見ると、かなり不備なところもある場合は、ダメだと思うのです。

ですから、前提として、書類を信用するところからでないと、選考ができないかなと、次の段階で、繰り返しになりますけど、その意欲とか、本当に、信頼してやっていただけるのか、そういう場がありますので、そこで、判断すべきではないかなと思います。

委員長： ありがとうございます。

それでは、これ以上、ご発言が無いようでしたら、案件(2)で、「応募法人の選考について」という議題がございます。

こちらに進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、案件(2)を議題にするにあたりまして、第2回の委員会におきまして、本日の予備審査の選考結果の公表などについて、本審査への影響を考慮したご議論がございました。

E委員からのご発言いただきましたけれども、書類審査で、1法人にご遠慮いただくというのが、本日の案件(2)の趣旨でございます。

それが本審査に予断を与えないようにするための、本日の審査結果の公表の仕方について、冒頭に、事務局からの資料で、イメージを示していただいておりますが、案件(2)に入るに先立ちまして、事務局案のような形で進めることにつきまして、まず、お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、予備審査の結果の公表につきましては、途中経過ということでもありますし、また、本審査の公平性を保つ必要もありますので、事務局から説明のあったイメージどおりとさせていただきます。

本日、これから、予備審査をしていただく訳ですが、その集計方法について、事務局からご説明願います。

事務局： それでは、予備審査の集計方法について、ご説明いたします。

まず、予備審査にあたりましては、本審査の対象としない1法人を選考していただくこととなりますので、評価表の結果欄に、本審査の対象としない法人1つだけに、印を付けていただきますよう、お願いいたします。

その集計方法といたしましては、そこがございます「ホワイトボード」に、法人名、委員名、結果を記載して、その結果を見ていただき、意見交換をしていただければと考えております。

なぜかと申しますと、先ほど、決定していただきました、予備審査の結果の公表についての取り扱いとの整合性を確保するためにも、予備審査の集計方法については、このようにり扱っていただきたいと考えてお

りますので、ご審議を賜りますようお願いいたします。

委員長： ありがとうございます。

ただ今、お聞きいただいたとおりでございます。

この評価表で、本審査に進まない法人にチェックをしていただいて、それを事務局の方で集計をしていただきます。その集計方法は、紙をお配りするのではなく、「ホワイトボード」に、その結果を記載するという形で、資料は作らないというお話でございました。

他に、ご提案なり、今の方法では不適切だというようなご意見なり、ございますでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 今のような方法で、ご了解いただきましたので、さよう進めさせていただきます。

それでは、本審査に進む2法人を選考するため、結果的には、その選に漏れる法人を1つ、この様式に記載をしていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

各委員： 【選考】

委員長： それでは、事務局の方で、回収していただきますようお願いいたします。回収して、ホワイトボードに記載する間、暫時、休憩といたします。（休憩中、各委員の選考結果を回収）

委員長： それでは、集計結果が出たようですので、議事を再開いたします。選考結果について、報告願います。

事務局： 見ていただいたとおりでございますが、A法人が、本審査の対象としない法人として選考されました。

委員長： 念のためですが、何故、そうしたのかという質問を各委員にしたいというような、ご質問やご意見は、ございませんか。

評価をしていただいた後の意見交換ですけれども、よろしいでしょうか。

各委員： 特になし。

委員長： ありがとうございます。

それでは、案件の(2)が終了いたしました。

次に、その他でございますけれども、事務局の方から、何か、連絡事項などはございますでしょうか。

事務局： それでは、私の方から連絡をさせていただきます。

本日は、長時間にわたり、ご審議をいただきまして、また、予備審査ということで、厳正な選考を賜りまして、本当にありがとうございます。

特に、A委員には、財務分析にお時間をいただきまして、重ねて、お

礼申し上げます。本当にありがとうございました。

今回、予備審査において、本審査に進む2法人が決定いたしましたので、次回、この2法人が運営する施設にお伺いさせていただきまして、当該施設の視察及びヒアリングを実施させていただきたいと考えております。

実施する日時が決まっております。7月1日(月)、8日(月)それぞれ、1法人ずつです。時間は、いずれも、午前9時30分から11時30分、2時間ということで、ご用意をさせていただきます。

現地に向かう交通手段でございますけれども、14人乗りの公用車を事務局の方で、ご用意させていただきます。

9時30分からの視察及びヒアリングの開始となりますので、市役所の方を9時に出発したいと考えております。

したがって、皆さまには、ご足労をお掛けいたしますけれども、市役所本館東玄関の方に、9時にご集合いただくということで、お願いをしたいと思います。

また、ご連絡させていただきました内容につきましては、後日、改めて、委員の皆さまに、ご案内させていただきますので、そちらの方で、今一度、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。

F委員： ヒアリングというのは、それぞれの委員が、バラバラに質疑することではなくて、ヒアリングシートを作るのですか。

事務局： 基本的には、まず、視察をしていただいて、その視察の後にヒアリングを予定しているのですが、まずは、法人のアピールということで、保育の充実でありますとか、理念、そのあたりを法人からお話していただきたいと考えています。

その後には、各委員の皆さまから、気になる点でありますとか、質問無いようについては、ヒアリングシートということではなくて、そこは制限を設けずに、させていただければというふうに考えております。

委員長： 基本は、この選考項目チェックシートに基づき、疑問の点を確認していただくということになりますでしょうか。

事務局： はい。

委員長： それでは、これをもちまして、第3回茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会を閉会させていただきます。

本日は、長時間にわたりまして、ご審議をいただき、誠に、ありがとうございました。